

平成29年度第1回木更津市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

○開催日時：平成29年7月25日（火） 午後1時30分から午後2時05分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審査会委員：鬼形むつ子、清水幸雄、白石哲也、成瀬敏郎、山田次郎

木更津市：総務部長 土居和幸

（事務局）総務部総務課 栗原次長（課長）、中原副主幹、渡辺主査、青木主任主事、  
吉野主任主事

○公開非公開の別：公開

○傍聴人の数：0人

○会議の内容

事務局 ただいまから、平成29年度第1回木更津市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。本日、進行を務めさせていただきます総務部総務課の中原と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、木更津市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱状交付式を行います。本来であれば渡辺市長から皆様に委嘱状を交付すべきところですが、公務で不在のため、土居総務部長が代理して委嘱状を交付させていただきたいと存じます。

皆様方には、自席にてお受け取りいただきたいと存じます。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立くださるようお願いいたします。

事務局 鬼形むつ子様。

総務部長 委嘱状、鬼形むつ子様。木更津市情報公開・個人情報保護審査会委員に委嘱します。委嘱期間は平成29年7月1日から平成31年6月30日までとします。平成29年7月1日、木更津市長渡辺芳邦。よろしくお願いいたします。

事務局 清水幸雄様。

総務部長 委嘱状、清水幸雄様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

事務局 白石哲也様。

総務部長 委嘱状、白石哲也様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

事務局 成瀬敏郎様。

総務部長 委嘱状、成瀬敏郎様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

事務局 山田次郎様。

総務部長 委嘱状、山田次郎様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、土居総務部長より、ご挨拶を申し上げます。

総務部長 皆様、こんにちは。総務部長の土居と申します。

本来であれば、渡辺市長からご挨拶を申し上げるべきところですが、本日は所用により、あいにく、出席することができませんので、代わりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、情報公開・個人情報保護審査会を開催いただきまして誠にありがとうございます。皆様には、日頃より、市政各般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、このたびは、当審査会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受け頂き、重ねて御礼を申し上げます。

さて、国においては、平成29年5月30日に改正個人情報保護法が施行され、個人情報の定義の明確化や、法の適用外だった小規模の事業者にも法の範囲が及ぶようになるなど、個人情報の適切な取扱いが一層求められるようになります。また、最近では森友学園をめぐる問題の中で文書の廃棄や不存在について

て報道がされるなど、文書管理や情報公開への関心は高まっております。

そのため、行政の説明責任、公正で民主的な制度運営、さらには、迅速かつ的確な運用を図ることが、より一層求められるとともに、個人情報の取り扱いについては、益々、その重要性が認識されております。

本審査会は、皆様ご承知のとおり、開示決定等に対する、審査請求が行われた際、委員の皆様には審査をして頂く機関でございます。おかげさまで昨年度も審査請求はございませんでしたが、今後も、引き続き、開示請求制度の運用につきましては、遺憾のないように取り組むとともに、情報を適切に取り扱い、もって、市民生活の向上に資するよう制度運用して参りたいと存じます。

皆様におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、当審査会委員として、本市における適切な個人情報の取り扱い、また、情報公開の総合的な推進のため、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。今日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、事務局の紹介を自己紹介の形でさせていただきたいと存じます。  
栗原総務部次長(総務課長) この4月から総務部次長兼総務課長の栗原と申します。よろしくお願い致します。  
中原副主幹 昨年度から総務課法規担当総括をさせていただいております、中原と申します。よろしくお願い致します。

渡辺主査 今年の4月から法規担当に配属になりました、渡辺と申します。よろしくお願い致します。

青木主任主事 同じく総務課法規担当の青木と申します。引き続きよろしくお願い致します。

吉野主任主事 同じく総務課法規担当の吉野と申します。昨年度から引き続きよろしくお願い致します。

事務局 続きまして、会議の成立についてご報告をさせていただきたいと存じます。

審査会の会議は、木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。審査会の委員定数は5名、本日全員のご出席となっております、会議は成立しましたのでご報告いたします。

次に、今回の審査会は、審査請求による審査が予定されておりませんので、本審査会を公開することについてご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議ございませんので、本審査会を公開することといたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

次第の4、会長及び副会長の互選でございますが、木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となる、と定められております。現在、会長が決まっておりませんので、会長が決まるまでの間、議事進行につきましては、土居総務部長に仮議長をお願いしたいと存じます。土居総務部長、よろしくお願い致します。

仮議長 会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

本審査会の会長及び副会長は、木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項の規定によりまして、委員の互選により定める、とされております。

委員の皆様にお諮りいたしますが、審査会の会長について、いかがでございましょうか。

白石委員 清水先生がよろしいのでは。

山田委員 事前に根回しとかしていないんですか。しているのであればそれを言ってもらったほうが。

仮議長 それでは、事務局から案を言ってもらえますか。

事務局 事務局といたしましては、従来から会長をお引受けいただいている清水委員にお願いできればと考えております。

仮議長 ただいま、事務局から引き続き清水委員に会長をお願いしたいということでございますが、いかがでございましょうか。

(賛成との声)

仮議長 ご異議なしということで、会長は清水委員にお願いしたいと存じます。それでは、会長から一言、ご挨拶をいただきたいと思います。

清水会長 この会が発足しまして、かれこれ20年近くになります。その間ずっと会長を務めさせていただきまして、そろそろ大学も定年間近ということで、できれば代わっていただきたいという気持ちが無いわけではございませんが、皆様のご推薦ということであれば、もう一期はやらせていただきたいと思っております。

先程、総務部長さんからご挨拶がございましたとおり、国の情報公開制度における文書管理の問題は、大変難しい問題がございまして、木更津市の制度の中でも、唯一制度的に欠けているのが文書管理でございまして、それもそう遠くないうちにきちんとした制度をつくらなければいけないと思っておりますが、これはいくつかの車輪が合わさって一つの制度をつくっておりますので、審査会の役割ではございませんが、まとめていかなければいけないという認識を持っております。

木更津市の情報公開制度・個人情報保護制度というのは、県内ではかなり先進的なというか、新しい取り組みをした部分がございまして、そのせいもあって、なるべく異議申し立てがでないような運用というのを心がけてきたところでございます。そういう意味では多少自慢ができる制度であろうというふうに思っております。できる限りこの審査会が間違いの無いような、遺漏の無いような運用をしていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

総務部長 ありがとうございます。それでは、以後の議事進行につきましては、清水会長をお願いいたしまして、私は席を移らせていただきます。清水会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。規則の中で副会長の選任をしなければならぬことになっておりまして、副会長についてお諮りをいたしますが、いかがでしょうか。従来白石先生にお願いをしたところでございますけれども。

(異議なしの声)

議長 長 山田先生お引受けいただけませんかでしょうか。

山田委員 白石先生でよろしいのでは。

議長 長 お体の具合もございますので。

山田委員 それであれば構いません。

白石委員 お願いできますか。

山田委員 基本的に会長の指名でいいと思っておりますので、指名されればその方で構いませんし、私であれば引き受けます。

議長 長 鬼形委員、成瀬委員いかがでしょうか。

鬼形委員 経験や学識からいって白石先生にお願いできればいいとは思いますが。

成瀬委員 会長が指名された方でなんら問題ないと。お二人どちらでも大ベテランですから。

議長 長 特に他意があるわけではないんですけれども、お互い高齢化が進んでおりますので、私としてはできれば山田委員にお願いしたいと。

山田委員 了解しました。

議長 長 白石委員よろしいでしょうか。

白石委員 はい。

議長 長 それではそのように決めさせていただきます。よろしく願いいたします。

その次に「平成28年度情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の実施状況について」とありますが、事務局よりお願いします。

渡辺主査 それでは、差し替えさせていただきました資料に基づいて報告をさせていただきます。

まず、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの情報公開制度の施行状況でございます。7人の方から7件の請求がございました。実施機関別の内訳としましては、市長に対してのものが4件、教育委員会に対してのものが1件、農業委員会に対してのものが1件、消防長に対してのものが1件となっております。決定状況としましては、開示決定をしたものが3件、部分開示決定をしたものが4件の合計7件でございます。部分開示決定をしたもののうち不開示の理由の内訳としましては、個人に関する情報が2件、法人等に関する情報が2件、人の生命等の保護等に関する情報が3件、法令等の規定により開示できない情報が1件でございます。

続きまして、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの個人情報保護制度の運用状況でございます。18人の方から18件の請求がございました。実施機関別の内訳としましては、市長に対してのものが16件、教育委員会に対してのものが2件となっております。決定状況としましては、開示決定が5件、部分開示決定が9件、不存在決定が4件でございます。部分開示決定をしたもののうち不開示の理由の内訳としましては、個人に関する情報が9件、事務事業執行過程における情報が2件でございます。

最後に、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの会議公開制度の運用状況でございます。合計229件の会議の開催があり、そのうち全ての会議について事前に公表を実施いたしました。実施機関別の内訳としましては、市長が188件、教育委員会が41件となっております。

公開・非公開の決定状況としましては、全部公開が80件、一部非公開が6件、非公開が143件となっております。特に介護保険認定審査会及び就学指導委員会は特定の個人が特定される又は特定され得ると認められるため非公開としています。以上となります。

議長 ありがとうございます。本件に関してご質問等ございますでしょうか。

白石委員 請求した人数が記載されておりますが、延べ人数なのか、個々の人数なのか、どちらでしょうか。

中原副主幹 全て別の方からの請求でございましたので、延べ人数でもあり、個々の人数でもあるということでございます。

白石委員 分かりました。

議長 それは3つの制度全部そういうことですか。

中原副主幹 会議公開制度につきましては、同じ会議が複数回開催しているものもございまして、延べの回数となりますが、情報公開と個人情報保護につきましては、先ほどのご説明のとおりでございます。

議長 よその自治体では特定の人が集中的な請求をするというケースが目立ってはいるのですが、そういう弊害は無いということでしょうか。

中原副主幹 はい、本市では今のところは、同じ方が請求された事実は過去にもございますが、昨年度の状況ではそういった状況はございません。

議長 それからもう一点、請求の取り下げが件数から除かれてありますが、取り下げはどの位あったんでしょうか。

中原副主幹 昨年度につきましては、請求書の提出を受けた後の取り下げはございませんでした。

議長 これも実は制度を運用しているところでは、自主的に、請求があつて開示非開示の決定ではなしに、情報の提供という形で開示をしてしまって、それによって取り下げられたというケースがひとつ。もうひとつは、色々政治的な圧力がかかって、取り下げの事実上の無理強いみたいなことがあったというケース、色々あるものですから、もしあったのであれば教えていただきたいと思ったのですが、無いということでしょうか。

中原副主幹 会長のご質問につきましては、そういった事例はいずれも昨年度は無かったのですが、ご報告といえますか、関連するといいましょうか、情報公開制度の施行状況の処理状況2枚目の一番後ろのページの番号で申し上げますと7番、陸上自衛隊のオスプレイに関する請求がございまして、概要を申し上げますと、米軍から英文で来たものを国が翻訳したものが添付された形で通知が市にきております。その翻訳されたものにつきましては、本市のホームページで公開、情報提供という形でしておったんですが、原文が見たいということで開示請求があったものでございます。これにつきましては、当初は請求があったときに、翻訳した部分は公表しているんで、英文についても公表したらどうかという協議はしましたが、この請求につきましては、情報公開という形で開示という対応をいたしました。その後、担当は企画課なんですが、原文をホームページに載せて提供をしているという経緯がございまして、取り下げということではございませんが、そういう対応をした事例がございまして。

議長 ありがとうございます。他に。

会議の公開についても一つだけお尋ねをしたいのですが、介護保険認定審査会の件ですが、あれは本人にも非公開としてらっしゃるんですね。

中原副主幹 はい。ご本人にも非公開という対応をしております。

議 長 それはどうしてなの。

中原副主幹 状況、事実等について把握が足りない部分がありますので、正確なお答えがこの場では難しいかもしれないのですが、ひとつには、ご本人の身体、病気の状況等について一定の判断をくだすというところからいえば、ご本人についても・・・

議 長 結果については本人が知りうるわけですから、審議途中のところで、どなたがどういう発言をしたかを見られると困るという趣旨なんでしょうか。委員さんの保護ということで非公開としてらっしゃるのか、それとも・・・

中原副主幹 委員さんの保護という点はゼロではないかもしれないんですが、それよりはどちらかという、公平というか、客観的な審査、審議・・・

議 長 たくさんの事案を処理しているから、個別な人が自分のところだけ見たいという時間調整が難しいので全員ダメというふうにいっている可能性と、もう一つは委員さんの保護という可能性と、それからご本人の不利益な情報をご本人に知らせないというパターンといくつかあると思いますが、どれなのでしょう。

中原副主幹 どれかというのを限定するのは難しいかもしれませんが、今会長がおっしゃったような事情が複合しているのではないかという気が個人的にはしますし・・・

議 長 というのは、非公開の理由というのが、「本審査会は、個人の生活環境、病歴等に基づいて介護保険における要介護度等について審査及び判定するものであり」これはそうですね。「これらの事項は、当該個人の私生活領域に関する情報であり、特定の個人を識別することができる、でき得るものを含む。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため」というのが非公開理由なので、もしそうだとしたら、本人にも知らせないということになりますかね。結論は教えるけれども、審査の過程は見せないということなんですかね。よその自治体で請求があれば開示をしているところもあると思いますよ。それとも他にないか理由があるのか。

中原副主幹 今おっしゃられた状況以外での理由というのはちょっと。介護保険法等の制度を確認できておりませんので・・・

議 長 これは、介護保険制度がスタートしたときからずっと抱えている問題でございまして、木更津で介護保険制度がスタートした時に、まだ認定調査員が必ずしも公務員でなかった時代がありまして、その時に公務員の氏名を含めて認定調査した人の名前を見せろという要求があったことがあります。今だったら公務員の職氏名ですから当然だすこととなりますが、その当時にこれを非開示にできないかというご相談がありまして、どうしてかと聞くと、名前が明らかになるとプレッシャーがかかってしまっても認定が甘くなってしまう、財源の問題もあるし、人によって甘くなっても困るということもあるのでできれば非開示としたいと。最初理解できませんで、東京23区とか知り合いのいるところへ照会を出してみたところ、ほとんどのところが開示していると。何が問題なのといわれまして。地域によって、例えば渋谷区あたりで認定調査員の名前をだしたところでその人が誰か殆ど分からない。分かりませんから平気で名前を出している。考えてみたら渋谷区あたりは職員のうちの2割いないんですね、渋谷区の住民は。東京都に住んでいればまだいいほうで、神奈川の人もいれば千葉の人、埼玉の人もいる。名前を出したくらいでは、よっぽど変わった名前でない限り特定なんかできない。ところがこっちで意見を聞いてみると、名前を出した日には、奥さんがどっから嫁に来たということまで分かってしまう。地域性が違うからということでも多少悩んだんですが。

こういう会議公開においては、制度的に無理な話なのか、それとも特定の人に合わせて本人請求、本人開示、自分の審査の意見を聞きたいということが出来るのか、制度趣旨がよく分からない。それは今回の問題だけではないのですが。次回で結構ですから担当課に聞いていただいて、支障が無いようであれば、少しは開示の方向で話をさせていただいたほうが有難いという気がするんですが。以上です。

中原副主幹 はい。

議 長 その他先生方にご意見が無ければ、この議題はこれで終了といたします。事務局のほうで何かありま

すか。

中原副主幹 特にございません。

議長 それでは、本日の会議は以上とさせていただきます。お忙しいところ有難うございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

平成29年8月24日

木更津市情報公開・個人情報保護審査会会長 清水幸雄